

男鹿市会計年度任用職員募集

◆受験資格、勤務条件等

| | |
|--------|--|
| 受験資格 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込みに際し年齢制限はありません。 ○ 地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・男鹿市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方 |
| 給与の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬(給料相当) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び規則に基づき決定(一部職種では、当市での同種の職務経験等を踏まえて決定) ・通勤手当相当の費用弁償(一般職職員の例による) ・期末手当 基本報酬 × 支給割合 × 在職期間割合 支給割合は、6 月 が 1.200 月、12 月 が 1.200 月 在職期間割合は、支給基準日の在職期間に応じて 30/100～100/100 ・勤勉手当 基本報酬 × 勤務期間率 × 成績率 勤務期間率は、支給基準日の勤務期間に応じて 0～100/100 成績率は、人事評価に基づき最終評価区分に応じて 60/100～110.5/100 ・時間外勤務手当、休日勤務手当相当の報酬等(実績に応じて) |
| 休暇・休業等 | <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇 任用後 6 ヶ月経過で 10 日を付与 ・その他、国の非常勤職員に措置されている制度に準じ有給又は無給の休暇制度あり |
| 社会保険 | 法令等の規定に基づき、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 |
| 公務災害 | 非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害保険補償制度が適用されます。 |
| 服 務 | 地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用(サービスの宣誓、法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・給与支給日: 毎月 21 日 ・健康診断あり(1年以上の任用期間の場合) |

注意: 関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。